

高知市地域猫活動の手引き

～ みんなあ 高知家の家族やき ～



令和6年4月

高知市保健所 生活食品課

目次

1 はじめに	1
2 用語説明	3
3 地域猫活動について	3
(1) 地域猫活動とは	
(2) 地域猫活動の効果	
4 地域猫活動のすすめ方	4
(1) それぞれの役割	
1) 地域住民	
①地域猫活動団体	
②町内会・自治会など	
2) 動物愛護ボランティアなど	
3) 行政	
(2) 地域猫活動の流れ	4
1) 活動団体・グループの結成	
2) 地域の理解を得る	
3) 地域の猫の実態把握	
4) 活動のルール作り, 資金調達	
5) エサの管理	
6) トイレの管理	
7) 不妊去勢手術	
8) 地域猫の管理とパトロール	
9) 活動報告	
5 飼い猫の適正飼育について	9
(1) 屋内飼育	
(2) 不妊去勢手術	
(3) 所有者明示	
(4) 終生飼養	
高知市地域猫活動支援補助金のご案内	11

1. はじめに

高知市保健所には「庭でフン尿をされた」、「畑や花壇を荒らされた」、「倉庫で野良猫が子猫を産んだ」、「車を傷つけられた」、「鳴き声がうるさい」など猫に関する様々な苦情や相談が寄せられ、それらの件数は年々増加しています。猫の被害を受けている人と猫を保護したい人とで意見が対立し、深刻な住民間トラブルに発展してしまうケースもまれではありません。

野良猫による問題は全国的にも増加しており、社会問題と言ってよいかもしれません。

● 猫の数があまりに増えすぎてしまった結果と言えます



日本中探しても、猫の棲んでいない町はほとんどありません。昔から飼い猫でも自由に外を歩き回っていましたので、猫の棲む町ならどこにでもある問題でした。猫の数が少なければ、小さなトラブルはあっても、多くの人は寛容でした。しかし、人はある限度を超えると、それが許せなくなり、一度、限度を超えると些細なことでも許せなくなります。

● 「捕まえて処分しろ」という人がいます

目の前の野良猫を捕まえて処分しても、一時しのぎの「対症療法」にしかありません。残った野良猫が子猫を産んだり、空いたナワバリに別の野良猫が移り住んだりして、いずれ元の状態に戻ってしまいます。

犬には狂犬病予防法という法律があり、狂犬病が人に感染することを防ぐために、放浪している犬がいれば捕獲しなければならない決まりになっています。

しかし、猫にはそのような法律がありません。また、動物愛護管理法で、捕まえても安易に殺処分できない決まりになっています。捕まえた猫は、そのために整備された施設で、みなさんの税金を使って飼われることになります。

もちろん、個人の生活や財産を守ることはとても大切なことです。しかし、人は様々なものの命をいただき、支えられながら生きています。人に害を与えるからと言って、簡単に他の生きものの命を奪って解決を図ろうとするのは、人間のおごりではないでしょうか。

● 「エサやりをやめさせろ」という人もいます

猫の被害で困っている人がいる一方で、猫が「かわいい」「かわいそう」という感情だけで無責任にエサを与える人がおり、住民間でトラブルになっています。

しかし、エサやりをやめても、根本的な解決にはなりません。エサ場を失った猫は自分のナワバリから離れずに、近隣の別の場所でゴミをあさるなど新たなトラブルを引き起こします。また、「エサやり禁止」と言われて従う人はほとんどいません。なぜなら、法律で禁止されていないから。隠れてエサをやりはじめます。エサやりを法令で規制することは、憲法で保障された「行動の自由」を制限することにつながりやすく、慎重な対応が求められます。



猫の問題が、住民同士のいざこざにまで発展してしまうのは、とても残念なことです。猫の被害をなくしたい住民、お腹を空かせている猫を助けたい住民。同じ地域で暮らしていく中で、両者の思いを一緒に実現することは不可能なのでしょうか。

● そこで提案です

野良猫をその場から追い払う手立てはありません。

それならば発想を転換し、猫を地域で適切に管理することで猫によるトラブルをなくす「地域猫活動」を始めませんか。野良猫の寿命は4～5年といわれていますので、地域猫活動を適切に進めていけば、徐々に猫は減り、ゴミあさりやフン尿被害などのトラブルも減っていくはずです。

野良猫やエサやりさんに腹を立てながら毎日を過ごすよりも、隠れてこそこそエサをやるよりも、地域の野良猫問題の解決に向け、地域の皆さんで協力して一歩を踏み出しませんか。

住民による住民のための
野良猫対策



2. 用語説明

この手引きで使用する言葉は、次のように定義します。

- ① 飼い主：所有・占有の意思を持って、継続的に特定の猫のエサやり・給水・世話などの管理を行っている者、若しくは、その猫の管理を任された者。
- ② 飼い猫：飼い主に継続的にエサやり、給水、世話などの管理をされている猫。
- ③ 野良猫：飼い主のいない猫。
- ④ 外猫（そとねこ）：飼い猫、野良猫を問わず、屋外で活動することのある猫。
- ⑤ 地域猫：地域に棲みついた野良猫のうち、不妊去勢手術の実施やエサやり・トイレの清掃など、地域の理解と合意のもと、適切に管理されている猫。

3. 地域猫活動について

(1) 地域猫活動とは

地域住民が主体となって、野良猫に不妊去勢手術を施し、地域ぐるみでエサの管理やフン尿の処理、周辺の清掃などを継続的に行い、徐々に、猫の数を減らしていく活動です。野良猫による被害を「地域の環境問題」としてとらえ、猫を排除するのではなく、地域住民が管理することで、猫によるトラブルをなくすための取り組みです。

(2) 地域猫活動の効果

地域猫活動を始めたからといって、すぐに問題が解決するわけではありません。しかし、地域猫の管理が適切に行われれば、徐々に猫は減っていきます。

地域猫活動により、次のような効果が期待できます。

- ① エサやり場やエサやりの時間、トイレの場所を決めて清掃管理することにより、ゴミあさりやフン尿などによる生活環境の悪化を改善することができます。
- ② 不妊去勢手術の実施により、望まれない子猫が生まれなくなります。
また、尿マーキング・スプレー行為による独特の臭いや発情期・けんかの鳴き声の軽減が期待できます。
- ③ 猫の話題によって、住民同士のコミュニケーションの活性化が期待できます。

4. 地域猫活動のすすめ方

(1) それぞれの役割

地域猫活動は、猫好きの人だけで行う活動ではありません。あくまで「地域住民」が主体となって行う活動です。直接活動に参加できなくても、取り組みの内容を知り、活動を見守るなど、地域ぐるみで関わっていく意識が大切です。

地域住民、行政、動物ボランティアの三者で連携してすすめていきましょう。



1) 地域住民

① 地域猫活動団体

地域猫活動の主体で、地域住民が中心となって結成します。必要に応じて地域猫活動のノウハウを持つ動物愛護ボランティアの協力を得て、活動を行っても良いでしょう。できるだけ多くの地域住民に関わってもらうようにし、役割分担を決めて活動してください。（例；エサの管理係、トイレの管理係、不妊去勢手術時の猫の捕獲、動物病院への運搬係など）

② 町内会・自治会など

猫のエサやり場・トイレの設置場所の提供や、地域猫活動の活動資金の調達協力など、地元の町内会の理解・協力が得られればスムーズに進められることは多く、とても頼りになる存在です。町内会の広報などで地域猫の話題を取り上げてもらえば、住民への周知にもつながります。

2) 動物ボランティアなど

猫の習性や飼育に関する知識、地域猫活動のノウハウを有し、地域猫活動についての助言、協力、支援を行ってくれます。

3) 行政

地域猫活動を行う団体への活動支援や活動資金の助成などを行います。具体的には、地域への地域猫活動や補助金に関する説明、住民同士の話し合いの場への参加・協力、猫の適正飼育の周知啓発、動物ボランティアなどとの連絡調整、不妊去勢手術費用の一部助成などを行っています。

(2) 地域猫活動の流れ



地域猫活動は、大まかに以下のような流れです。すすめていきます。

活動に関する地域への周知

1) 活動団体・グループの結成

↓
地域住民が中心となり、代表者を決めましょう。
必要に応じ、動物愛護ボランティアなどに協力を求めましょう。

2) 地域の理解を得る

↓
猫が苦手な方や活動に反対の方とも十分に話し合い、理解と合意を得てから始めましょう。

3) 地域の猫の実態把握

↓
その地域にいる外猫を含めた猫の数、分布、エサ場、排泄場所などを把握し地図を作成しましょう。

4) 活動のルール作り、資金調達

↓
地域の実態に合った活動ルールを作り、活動資金の調達方法を考えましょう。

5) エサの管理 6) トイレの管理

↓
エサやり・トイレの設置は必ず決まった場所で行います。
エサやり場やトイレ周辺の清掃を行い、地域の環境美化に貢献しましょう。

7) 不妊去勢手術

↓
全ての猫に不妊去勢手術を行いましょう。
耳の先端をV字にカットして、手術実施済の猫とわかるようにしましょう。

8) 地域猫の管理とパトロール

↓
手術済の猫は元の場所に戻し、地域の活動ルールに従ってエサやトイレの管理を行っていきます。
捨て猫や、猫へのいたづらを防ぐためにパトロールを行います。
地域猫が馴れたら、飼い猫として飼育されるように、譲渡先を探しましょう。

9) 活動報告

↓
地域猫活動の状況などを広報することで、活動への理解や支援を得るよう努めましょう。

1) 活動団体・グループの結成

地域猫活動に賛同した地域住民でグループを作り、代表者を決めましょう。地域猫活動は複数年にわたるので、役割分担などの負担を減らすためにも、できるだけ多くの参加者を募るようにします。

2) 地域の理解を得る

地域猫活動についての正しい知識や情報を住民に知らせることなく活動を始めると、単なるエサやり行為だと誤解され、住民間のトラブルに発展しかねません。できるだけ多くの方に活動について知ってもらう場を持ちましょう。猫が苦手な方や猫の管理に反対の方にも出席を呼び掛けてください。野良猫に対する考え方は人それぞれであり、何度も話し合いが必要になるかもしれませんが、「地域が抱える問題」と「目指す状態」について十分に話し合い、理解と合意のもと、活動を始めましょう。直接活動に参加してくれなくても、見守ってくれる住民を増やすことが大切です。

3) 地域の猫の実態把握

その地域の猫や被害の実態を把握することが重要です。写真撮影などを行い、外猫の個体数、分布、エサ場、排泄場所などを把握しましょう。この時、野良猫にエサを与えている人がいれば、その地域の猫に詳しいことが多いため、貴重な情報源となります。ぜひ地域猫活動への参加を呼びかけましょう。

また、飼い主のいる外猫については、地域猫と間違わないよう、飼い主に所有者明示や屋内飼育に協力してもらうとともに、不妊去勢手術の実施に理解を求めましょう。

4) 活動のルール作り、資金調達

エサやトイレの管理方法などについて、地域の実態に合わせて活動ルールを作りましょう。地域内で協力してくれる人達が無理なく活動を継続できるように、役割分担、ローテーション、日程などを決めましょう。

トラブルや苦情があった場合には、その内容や対応経過の記録を残し、関係者と情報共有しましょう。必要に応じて地域に報告することで、今後の円滑な活動に役立ちます。

活動には資金が必要です。市の助成制度があっても、全額が対象ではありません。募金活動やバザー、地域の環境美化活動費として町内会に支援を求めるなど、資金の調達方法について考えましょう。

5) エサの管理

エサやり場を決めて、私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者又は管理者の了承を得てください。エサやり場は、複数設定すると良いでしょう。

エサは決まった時間に食べきれぬ量を与え、食べ終わったら食べ残しと容器を片付け、周囲を清掃します。置きエサ（エサを放置すること）は絶対にやめましょう。カラスやハエ、ゴキブリなどが増えたり、悪臭の原因にもなります。

6) トイレの管理

猫はエサ場の近くで排泄する習性があります。地域住民に迷惑のかからない、許可の得られた場所にトイレを設置し、そこで排泄するように仕向けます。雨のあたらない、人目に付きにくい場所が良いでしょう。猫は、プランターや物陰に砂や土を盛っただけでもトイレとして使用します。砂や土にまたたびを混ぜておくのも効果的です。

排泄物は速やかに清掃し、トイレを清潔に保ちます。また、定期的に見回り、トイレ以外の場所に排泄している場合には、適切に処理・清掃しましょう。

エサやりのルール

- ①決まった場所・時間に
 - ②食べきれぬ量を
 - ③食べ終わったら、片付け・清掃
- ※置きエサは絶対にしない

※エサやり場に猫を集めることで、地域にいる外猫の把握や、不妊去勢手術のための捕獲もしやすくなります。



エサやりとトイレの管理は必ずセットで行いましょう

猫用トイレの例

使わなくなった猫トイレを再利用



プランターに土や砂を入れて



7) 不妊去勢手術 (TNR)

地域猫活動に、不妊去勢手術は不可欠です。全頭捕獲して手術を行いましょう。

野良猫を捕獲し(Trap)、不妊去勢手術を施して(Neuter)、元の場所に戻す(Return)ことを、英語の頭文字を取って、「TNR」といいます。手術実施済のしるしとして、必ず、動物病院で耳の先端をV字にカットしてもらいましょう。耳カットは手術と同時に行うので、痛みの心配はありません。

TRAP	NEUTER	RETURN
		
<p>🐾 メリット</p>	<p>繁殖して増えることがなくなります。 尿の臭いが薄くなり、発情期やケンカの鳴き声が減ります。</p>	
<p>🐾 デメリット</p>	<p>手術に伴う麻酔や合併症のリスクがあります。</p>	

8) 地域猫の管理とパトロール

手術の済んだ猫は元の場所に戻し、あらかじめ地域で決めたルールに従って、エサやトイレの管理を行っていきます。この時、地域外からの捨て猫や、地域猫へのいたずらを防ぐために、地域住民でパトロールを行いましょう。

猫に庭の木などが傷つけられてしまう場合は、市販の爪とぎ器や不要になった絨毯や木切れを置いて、爪とぎ場にしましょう。

地域猫が人に馴れてきたら、飼い猫として屋内で飼育されるよう、飼い主を探しましょう。

9) 活動報告

活動を行っていることのお知らせや野良猫の状況などを、チラシの配布や回覧板、掲示板で、地域全体に報告しましょう。地域猫活動によって、猫の数や被害が減ると分かれば、地域住民の理解や安心につながります。寄せられた苦情への対応や会計報告を載せるのも良いでしょう。こまめに広報をすることで、地域のコミュニケーション・ツールにもなります。

5. 飼い猫の適正飼育について

地域猫活動を効果的に進めるためには、地域の飼い猫が適正に飼育されていることが大前提です。いくら地域猫を管理しても、飼い猫が悪さをしたり、不妊去勢手術が済んでいない野良猫と交尾をして子猫を増やしてしまうなど、不妊去勢手術をしていない飼い猫が、外猫として飼育されている場合は、活動の効果は期待できません。

飼い主には、飼い猫の健康や安全を守る「動物の命を預かる責任」、飼い猫が他人へ迷惑を及ぼすことがないように飼育する「社会に対する責任」があります。

猫の飼い主は、次のことを心がけましょう。

(1) 屋内飼育

猫は、屋内のみで飼育しましょう。「外に出してあげないとかわいそう」と言う人もいますが、不妊去勢手術を施した上で、猫の習性に合った環境を整えれば、猫は屋内だけでも十分満足できます。屋内で飼育すれば、感染症や交通事故、迷子などの危険から守ることができます。また、鳴き声や、フン尿、いたずらによる近隣とのトラブルを防ぐことができます。

快適な環境と飼い主との良いコミュニケーションで、猫は室内で触瀬に暮らせます

上下運動

猫は高いところや立体的な移動を好みます。家具や段ボール箱、市販のキャットタワーなどで上下運動できる場所を作りましょう。

外が見える場所

猫は安全なところから外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。

かくれ場所①

高いところや狭いところに快適で安心できるかくれ場所を作りましょう。

猫のおもちゃ

安全な猫用のおもちゃを置いておきましょう。一人遊びをしたり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。

かくれ場所②

キャリーバッグをかくれ場所としておくと、通院時や災害時の避難にも役立ちます。安全な場所に置きましょう。

爪とぎ

猫は古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、猫の好みの爪とぎを用意しましょう。

トイレ

トイレの数は、猫の数+1個が理想です。猫はきれいなトイレを好みます。毎日きれいに掃除しましょう。

※地震等に備えて家具は固定しておきましょう。

出典：環境省パンフレット「宣誓！無責任飼い主ゼロ宣言！！」

(2) 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。産まれてくる子猫に責任が持てない場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。不妊去勢手術をすると性格がおだやかになり、発情期の問題行動（尿マーキング、けんか、メス猫を求めての脱走、大声で鳴くなど）が減り、屋内飼育しやすくなります。また、睪丸・肛門周囲の腫瘍や前立腺の病気、乳腺の悪性腫瘍、子宮蓄膿症の予防にもなります。

(3) 所有者明示

「猫がいなくなった」という相談が多く寄せられます。迷子や災害時の備えとして、普段から迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。

マイクロチップとは

直径2mm、長さ12mmの円筒形の電子標識器具で、安全性が高く、動物の個体識別（身元証明）の方法として世界中で広く使用されています。一度体内に埋込むと、脱落や消失の可能性がなく、半永久的に使用可能です。15桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダーで読み取り、データベースに照会すると飼主の情報を確認できます。

※専用の器具で猫の皮下に挿入しますので、かかりつけの動物病院へ相談してください。

※マイクロチップを挿入したら、データベース登録団体へ飼主情報を登録してください。

※外観だけではチップが入っていることは確認できません。名札を併用しましょう。

(4) 終生飼養

終生飼養とは、寿命がつきるまでその猫を飼うことです。猫を飼い始めたら、毎日世話が必要です。エサや病気の予防・治療などに多額の費用がかかります。複数の猫を飼おうとすると、さらに手間や費用がかかります。飼い猫の平均寿命は約15歳です。本当に最期まで面倒を見ることができるか、よく考えてから飼い始めましょう。

どうしても猫を飼い続けることができなくなった場合は、飼い主が責任を持って、新しい飼い主を探してください。

「動物を捨てること＝遺棄」は犯罪です！

遺棄は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、違反した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。

動物を殺したり、傷つけた場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処されます。また、みだりに、エサやりや給水をやめる、病気やけがの状態での放置する、フン尿の堆積した不衛生な場所で飼育するなどの行為は「虐待」です。虐待を行った者も、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。